

であるという認識が広がるにつれて、あるいはまた国民主権国家の空洞化が進行するにつれて、「国籍唯一の原則」が揺らいでいる。私も、カナダとアメリカの国籍を二重に持っている何人かのカナダ人を知っている。もし国民意識というようなものが必要だとすれば、(実際、カナダは国旗や国歌を制定して国民意識を醸成しようと試みている。前者は1965年、後者は1980年と極めて新しい。) 二重国籍は望ましくないであろう。けれども、カナダの現実は諸民族の文化遺産を尊重するというものである。だから、それらを超えるより普遍的な「カナダ的なるもの」が形成されるのでなければ、法律的に「国民」は作れても「国民意識」は育たないであろう。

6) 連邦制

やや歴史的にみると、独立当初、憲法（英領北美領法）の起草者でもあったマクドナルド首相は決して熱心な連邦主義者ではなかった。経済的・商業的発展、領土の拡張、軍事的防衛のためにこの地域の統一が必要だったわけで、そのための妥協が連邦の形式をとらせたに過ぎない。アメリカの南北戦争も、分権制の危険を示すものだと考えられた。そこで、初期のカナダの連邦制には中央政府の力を強める仕掛けがいくつか工夫されている。たとえば、各州には中央政府によって任命された副総督がいて、州の立法が中央政府が承認するまで効力を持たないようにしたり、中央政府は一年間州の立法を承認しないでおくことが出来るなどがそれである。しかし、現実には、カナダの連邦制は集権的求心力と分権的遠心力の間で揺れ動いた。

19世紀末から20世紀初めにかけて、第1回目の分権化が起こる。この頃、(英國) 枢密院司法委員会は州権の拡張に有利な判断を矢継ぎ早に出し、英領北美領法さえカナダ国家形成のための文書というよりは、むしろ一種の国際条約だと解釈される。分権主義者の勢力が極めて大きかったからである。20世紀になって、州政府の管轄事項である教育や福祉に金がかかることになり、この財源を握る中央政府の力がよみがえるが、その後の大恐慌や世界大戦はオタワの求心力を強めるのに貢献した。

1950年代以降、再び分権化の遠心力が強まる。1960年代のケベック・ナショナリズムの台頭（連邦政府への挑戦）は、経済発展で自信をつけた西部諸州、なかんずくアルバータとブリティッシュ・コロンビアの反オタワ感情と共に鳴して、カナダ連邦制の分権化に拍車をかけたのである。その後の経過は、既に述べたとおりである。

本来、連邦制は「多様性の統一」(nation of nations, community of communities) という工夫が制度化したものである。その点でいうと、連邦制成功の要は、なんといっても連邦政府と州政府の協同的・補完的関係の確立である。そのためには、カナダにおいてもこの二つのレベルの政府は様々な形で政策調整を続けている。しかし、国家の存在が急速に進行する国際化 (internationalization, globalization) のなかで相対的に弱体化すると、中央政府の権威や機能は縮小せざるをえない。カナダでいえば、この側面の一つに「南北問題」がある。地理的にみて、カナダの主要拠点はアメリカ合衆国との国境に沿って展開しているので、これらの地域は、カナダ国家の統一軸である東西軸よりも、それぞれアメリカとの関係で展開する南北軸に沿って関係を強化する傾向があった。確かに、カナダ政府としては、各州の平等の原則に則って、インフラ、研究・教育、貧困、環境など様々な分野で国家的政策を遂行していくなければならない。けれども、国際化する環境のなかでますます自立化する州政府は、資本、移民、貿易などの領域でアメリカ、あるいは世界に直接繋がっていく。たとえば、カナダのアメリカとの貿易は、カナダ側からみて輸出の74.4%、輸入の64.5%を占めるが(1990年)、これは第2位にくる日本との貿易がそれぞれ5.8%と7.0%であることを勘案すると、カナダ経済がほとんどアメリカ経済と融合しているといつても過言ではない状況である。(米加自由貿易協定は1989年1月) それが、東西に延びる国境線上で展開しているとすれば、この線上に並ぶ諸州が東西軸の連携を軽んじるのは当然である。こうして、在パリのケベック政府代表部は、カナダ大使館より大きいというわけである。

各州の自立性が強まることは、資源、富、人口が無規制に分布することを意味し、その状況はま